

## 和解及び損害賠償額の決定について

### 1 趣旨

令和元年5月20日、文京区小石川一丁目において発生した、区清掃小型プレス車（以下「清掃車」という。）による小型自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）への追突事故に関し、相手方と和解の上、損害を賠償する。

### 2 和解案内容

区は、相手方に対し、治療費、慰謝料、車両修理代及び代車代として、1,079,720円を支払う。

### 3 事故の概要

#### ① 発生日時

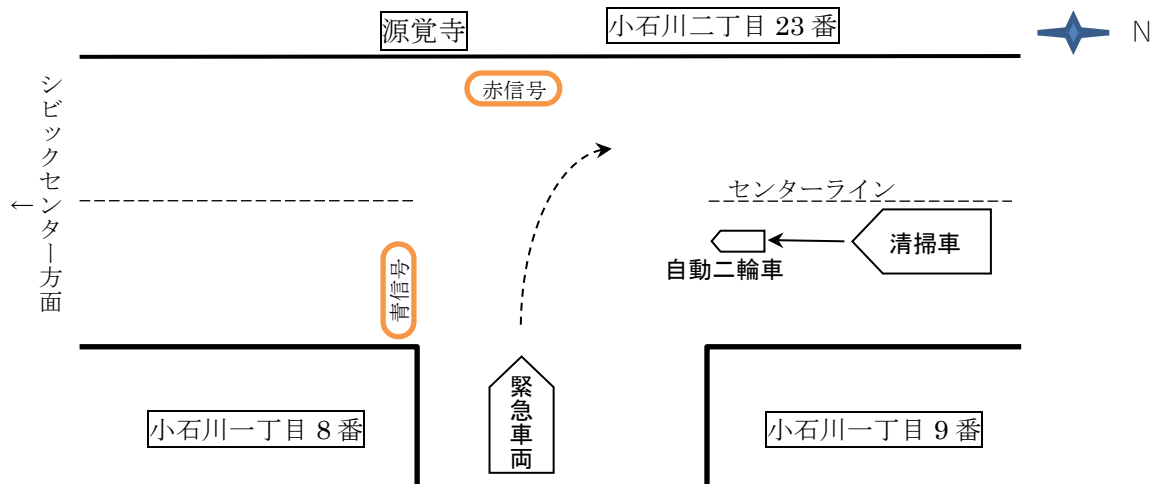
令和元年5月20日 午前9時55分頃

#### ② 発生場所

文京区小石川一丁目9番6号先路上

#### ③ 状況

清掃車の進行方向にある交差点の信号は青だったが、清掃車の前に自動二輪車が左方から来た緊急車両を優先するため停止していた。後方を走行していた清掃車運転手は、停止していた自動二輪車の確認が一瞬遅れ、追突した。



### 4 被害の状況及び損害賠償額の内訳

相手方：自動二輪車（1名） 人身：頸椎捻挫（むち打ち症）

【治療費 581,420円、 慰謝料 436,800円】

物損：リアボックス取り付け部分損傷

【修理代 54,000円、 代車代 7,500円】

文京区：清掃車

物損：フロントグリル及びバンパー損傷

### 5 その他

損害賠償経費は、区加入の自動車損害賠償責任保険及び事業用総合自動車保険により措置される。